

形質変更時要届出区域内における 土地の形質の変更届出書等作成の手引き

令和7年4月

横浜市みどり環境局水・土壤環境課

1 はじめに

土壌汚染対策法（以下、「法」という。）第 12 条に基づく土地の形質の変更届出とは、“形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更をする”にあたり、形質変更の施行方法等について届出する手続きです。

2 土地の形質の変更とは

「土地の形質の変更」とは、土地の形状又は性状を変更することであり、宅地造成、土地の掘削等の行為、詳細調査（深度調査）等が該当します。

3 届出不要となる土地の形質の変更（例外規定）

原則として、形質変更時要届出区域内での土地の形質の変更を行う場合には、法第 12 条に基づく届出を要します。

形質変更時要届出区域内での形質変更のうち、下記に記載する場合は事前の届出は不要となります。

- (1) 特定有害物質による汚染が自然由来又は埋立土砂由来であり、かつ、人の健康被害が生ずるおそれがない土地の施行管理方針に基づいて行う形質の変更
- (2) 以下のいずれかに該当する「通常の管理行為等」

- ・実施措置のための構造物を変更せず、土地の形質の変更の対象となる部分の面積が 10m^2 以上の場合にあっては最大掘削深度が 50cm 未満、面積が 10m^2 未満の場合にあっては最大掘削深度が 3m 未満の土地の形質の変更であり、法汚染土壌の区域間移動または飛び地間移動に伴う土地の形質変更に該当しないもの。
- ・汚染拡散を引き起こさない方法で実施するボーリング。
- ・施行方法が平成 31 年環境省告示第 5 号に適合する旨の市長の確認を受けたもの。

4 届出を行う者

届出を行う者は、「形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更をしようとする者」であり、当該形質変更の施行に関する計画の内容を決定する者が該当します。一般的には、開発を行う場合は開発事業者が、請負工事の場合は発注者が届出者となります。

5 届出の期限

届出書の提出は、形質の変更に着手する 14 日前までに行う必要があります。

ただし、以下の場合には、それぞれ定められた期間内の届出が必要です。

- ・形質変更時要届出区域の指定時に既に着手している行為
⇒区域指定の日から 14 日以内
- ・非常災害のために必要な応急措置として実施された行為
⇒土地の形質の変更の着手日から 14 日以内

6 形質変更時要届出区域内で認められる土地の形質の変更

法施行規則第 53 条に規定する施行方法に関する基準に適合するものとなるように計画をしてください。

「土地の形質の変更の施行方法に関する基準」

- ①土壤溶出量基準に適合しない土壤が帯水層に接する場合は、平成 31 年環境省告示第 5 号に適合すること。
- ②基準不適合土壤の飛散、揮散又は流出の防止措置を講じること
- ③汚染土壤の飛び地間移動が伴う場合は、健康被害防止措置を講じること。
- ④土地の形質変更の後も人の健康に係る被害が生じるおそれのないこと

7 提出書類

提出書類については、届出書と添付書類とで構成されます。具体的には①形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（様式第十五）、②土地の形質変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面、③形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面、④土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図、⑤土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面で構成されます。また、⑥土壤汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 m を超える深さの試料採取等をしなかった深さまで形質の変更をしようとする場合や、⑦自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壤を使用する場合は別の添付書類が必要になります。

次表はチェックシートになっていますので、届出書を作成されるときに利用してください。なお、提出は 1 部となりますが、控えが必要な場合は 2 部作成してください。

提出書類チェックシート

書類 番号	書類名称・種類（記載事項の注意点）	チェック
①	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書（様式第十五） ・様式は、本市ウェブページからダウンロードできます。 【URL：https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/yoshiki/hou.html】	☐
②	別紙１：土地の形質変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時 要届出区域の図面 ・区域の所在地（地番）、指定番号、形質変更を行う場所	☐
③	別紙２：形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面 ・基準に適合しない特定有害物質の種類、濃度及び汚染深度 （判明している事項） ・形質変更の平面範囲及び掘削深度	☐
④	別紙３：土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及 び断面図等 ・施行計画（施行フロー） 土地の形質変更の具体的な施行方法、汚染土壌の搬出の有無及び搬出先 ・基準不適合の飛散、揮散又は流出を防止するための措置の内容 ・基準不適合土壌が帯水層に接しない、又は基準に適合する施行方法であるこ との説明	☐
	（区域の解除を目的とする場合） 当該形質変更により、形質変更時要届出区域の区域解除を計画している場合 は、適切に汚染の除去がされることがわかる説明の記載及び資料の添付等をお 願います ・観測井の設置場所、埋め戻し土壌の品質管理、地下水モニタリング工程表	(☐)
⑤	別紙４：土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明 らかにした図面 ・形質変更完了後の土地の利用用途 ・土地の形質の変更後に人の健康被害が生ずるおそれがないことの説明	☐
⑥	（土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1mを超える深さの 位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さ の位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするとき） 別紙５：土壌汚染状況調査の方法に準じた方法により、当該土壌の特定 有害物質による汚染状態を明らかにした図面	(☐)
⑦	（自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用 する場合） 別紙６：当該自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出区域で あって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は当 該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであること を明らかにした図面 別紙７：当該自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害 物質による汚染状態を明らかにした図面 別紙８：土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない 場合にあつては、自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由 来等土壌を使用することについての当該土地の所有者等の同意書	(☐)

⑧	土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法 具体的に地下水汚染の拡大が確認された際の対応方法を記載してください。	(□)
⑨	事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法 具体的に事故等が発生した際の対応方法を記載してください。	(□)

※②、③の図面について、記載事項に漏れがなければ、まとめて1枚の図面としてかまいません。

補足

- ① 汚染土壌を形質変更時要届出区域外へ搬出する場合は、別途、法第16条に基づく届出が必要になります。

詳細は、「汚染土壌の区域外搬出届出書作成の手引き」をご覧ください。

【URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/>

[kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/yoshiki/hou.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/yoshiki/hou.html)】

- ② 形質変更時の土木・建築工事等により発生する排水（湧水・雨水・工事用排水等）について公共下水道を一時的に使用する場合は、事前に公共下水道一時使用許可申請書を提出し、土木事務所長の許可を受ける必要があります。（横浜市下水道条例第17条第3項）

なお、形質変更時の土木・建築工事等により発生する排水が次の届出要件に該当する場合は、担当部署へお問合せください。

排出先	下水道	公共用水域（河川・海域）
届出要件	・50m³/日以上排出する場合 ・水質基準に適合しない工事排水を排出する場合	・10m³/日以上排出する場合
水質基準	・pH：5を超え9未満 ・その他の項目：下記を参照 <u>横浜市下水道条例第6条</u> https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000837.html#e000000351	・pH：5.8以上8.6以下 ・その他の項目：下記を参照 <u>規制基準（排水） 横浜市</u> https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/suishitsu/jyoureimizu/kiseikijyun.html
担当部署	下水道河川局水質課工場排水担当 （電話：045-671-2835） <u>工事排水（公共下水道への排水）</u> https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/minasama/todokede/gesui_koujihaisui.html	みどり環境局水・土壌環境課水質担当 （電話：045-671-2489） <u>工事排水（河川・海域への排水）</u> https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/suishitsu/jyoureimizu/koujihaisui.html

様式第十五(第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条関係) 《記載例》

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

届出者の住所及び氏名を記載してください(法人の場合、代表者名を記載してください)。

着手予定日の14日前までに届出を提出してください。
(第1項の届出の場合)

年 月 日

横浜市長 殿

横浜市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

届出者

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

区域指定時点で形質変更に取り組んでいる場合は「第2項」を選んでください。

土壤汚染対策法第12条(第1項、第2項、第3項)の規定により、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

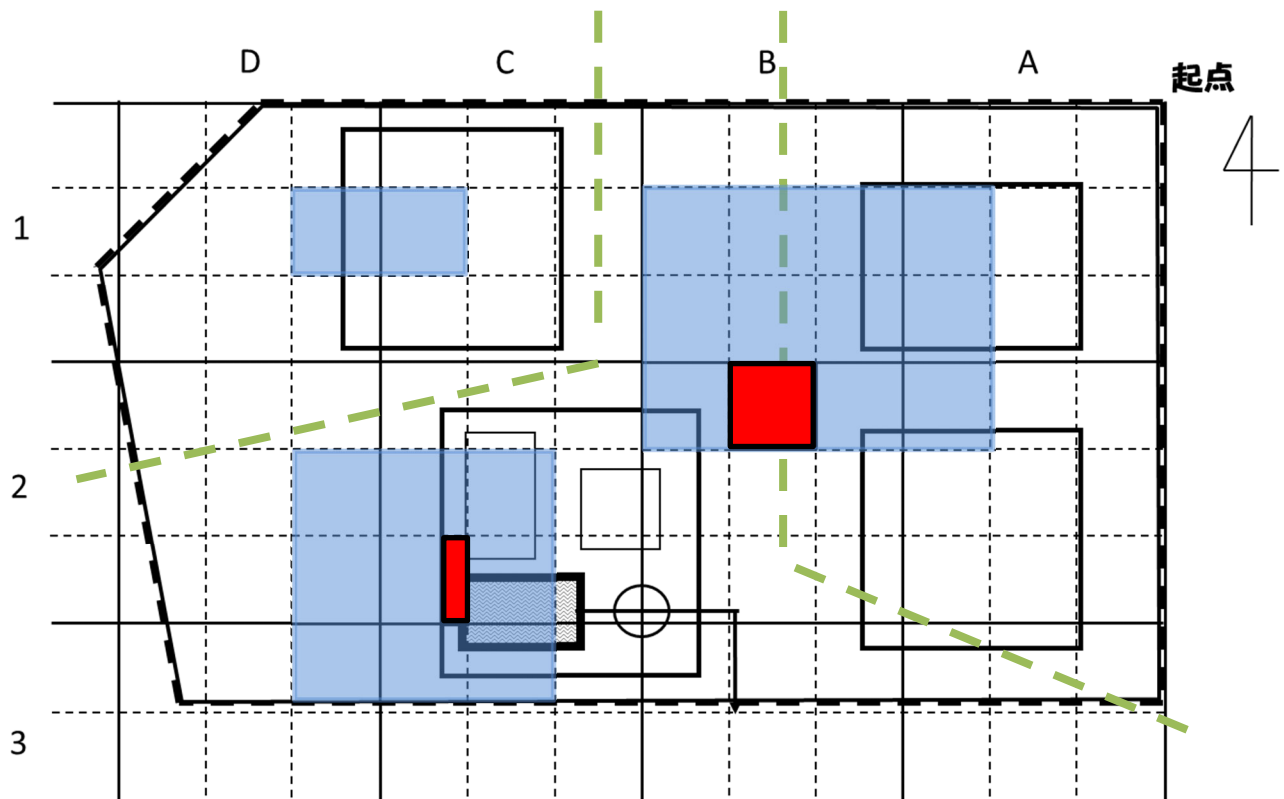
形質変更時要届出区域の所在地	横浜市〇〇区〇〇町〇番、△番の各一部 (地番) 横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号 (住居表示) (指定番号: 指-〇〇)
土地の形質の変更の種類	土壌の掘削、基礎設置、アスファルト舗装
土地の形質の変更の場所	別紙1、別紙2のとおり
土地の形質の変更の施行方法	別紙3のとおり
土地の形質の変更の着手予定日又は着手日	年 〇月 〇日
土地の形質の変更の完了予定日又は完了日	年 〇月 〇日
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法	具体的に地下水汚染の拡大が確認された際の対応方法を記載してください。別紙5参照
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法	具体的に事故等が発生した際の対応方法を記載してください。別紙5参照
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌について土地の形質の変更をしようとする場合	土壌汚染状況調査に準じた方法による調査の結果 分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称
自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	

・区域の地番を記載してください(数が多い場合は別紙に記載してください)。
・区域の指定番号を記載してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

土地の形質変更をしようとする場所を明らかにした
形質変更時要届出区域の図面

所在地: 指-xx



凡例



土地の形質の変更を行う範囲



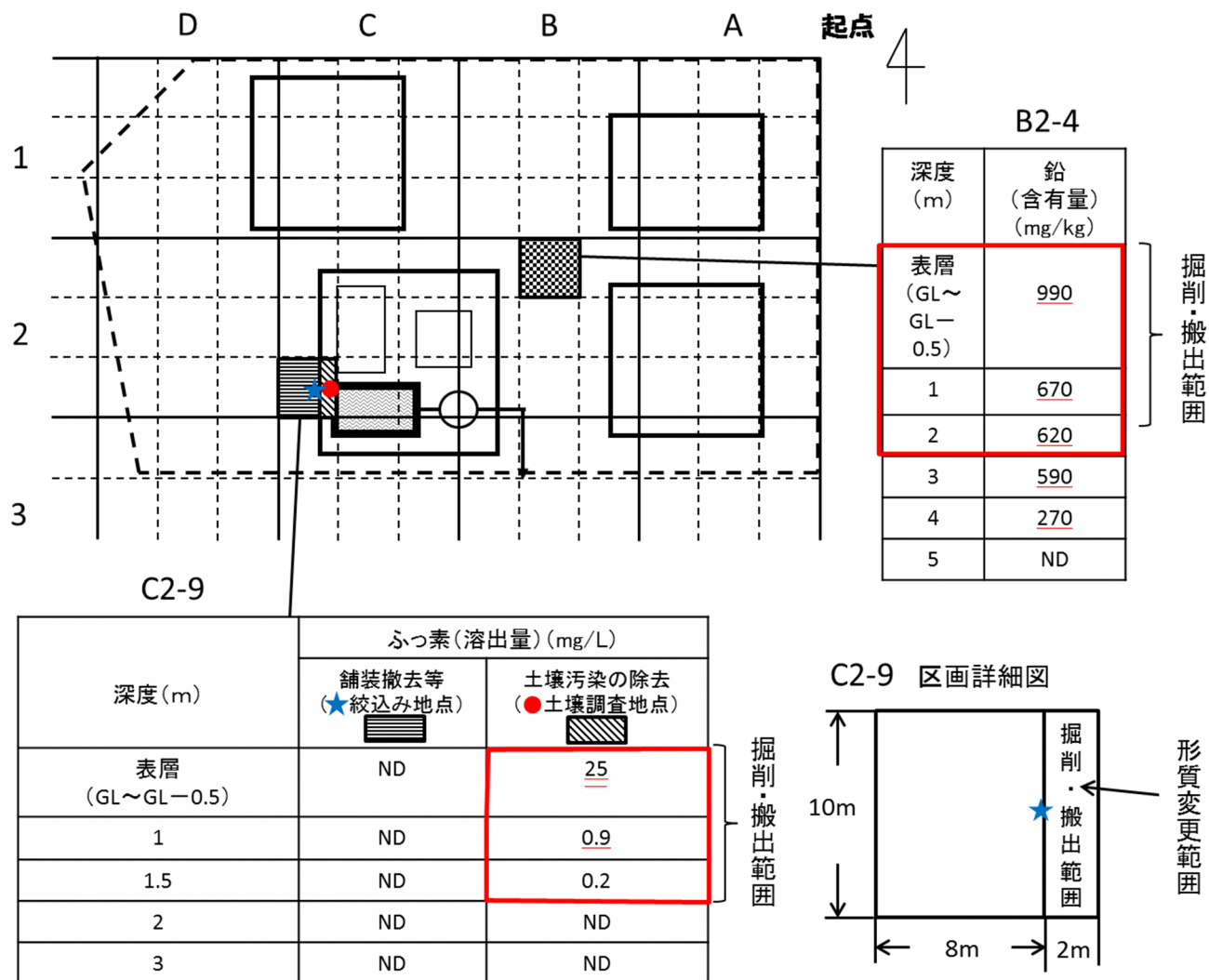
形質変更時要届出区域



筆界

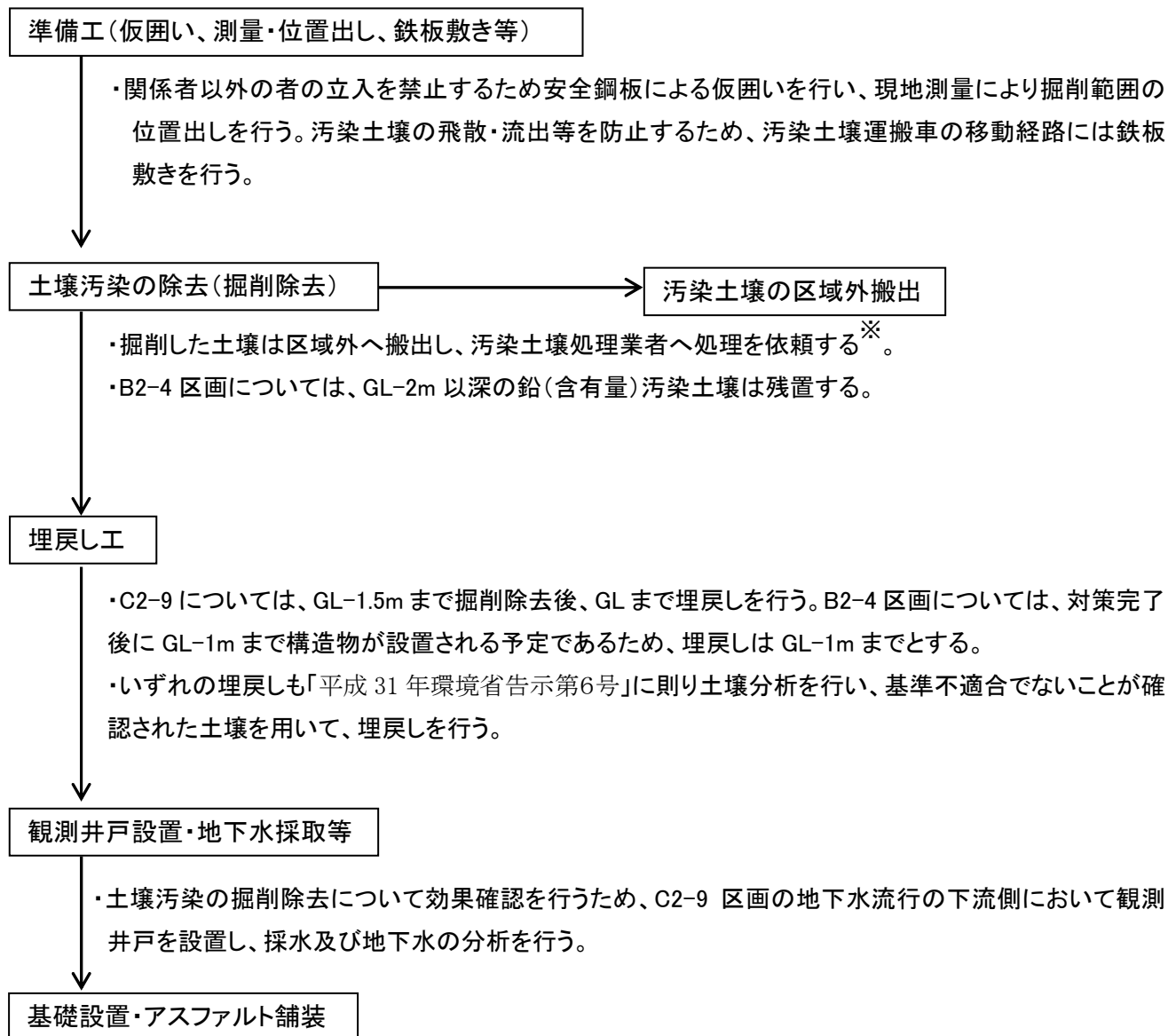
形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面

所在地: 指-xx



土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図等

1 施行計画(施行フロー)※工程表別添



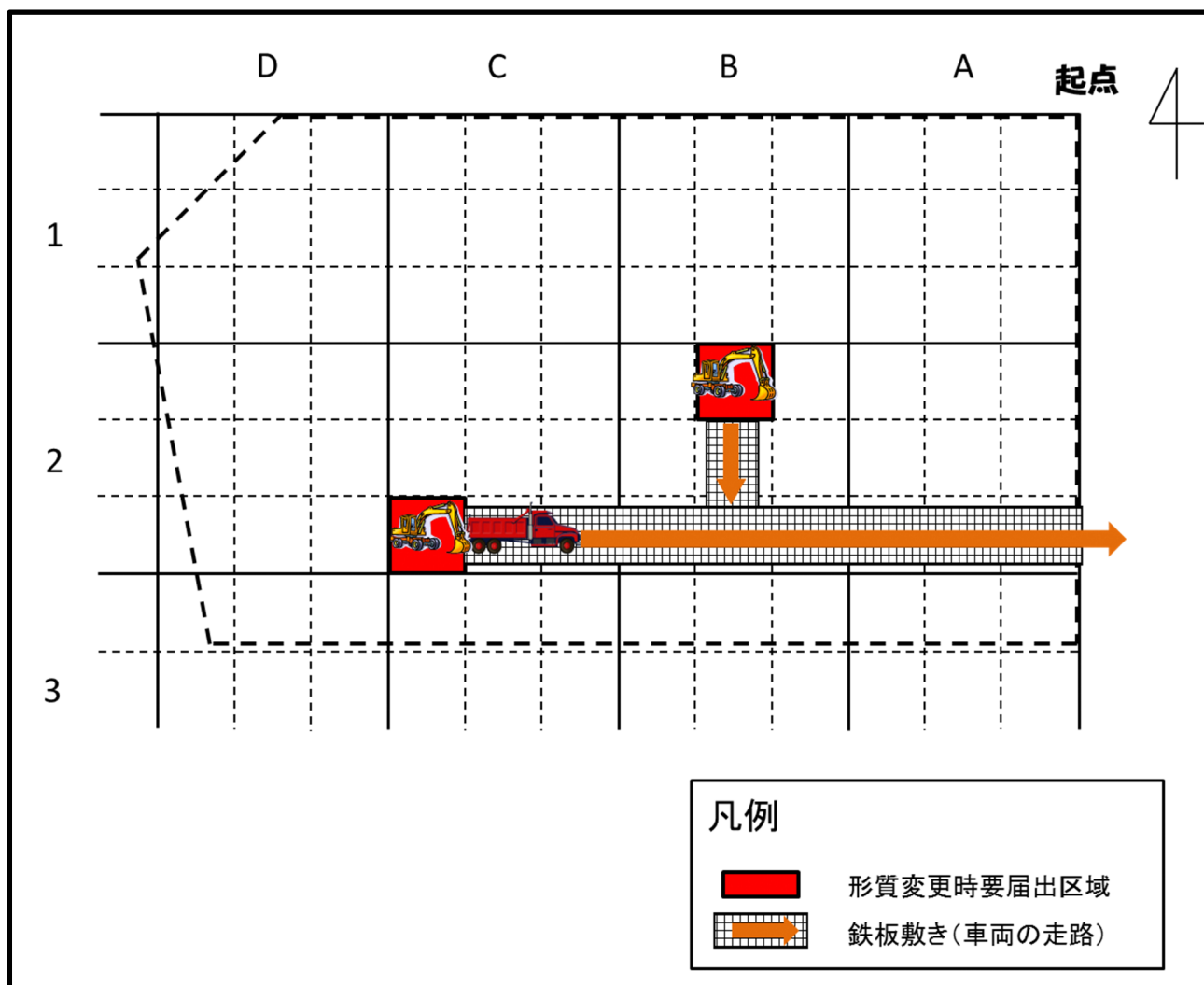
※ 汚染土壌の搬出先

株式会社◆◆ (許可番号:.....)

所在地:◆◆県◆◆市◆◆町◆一◆

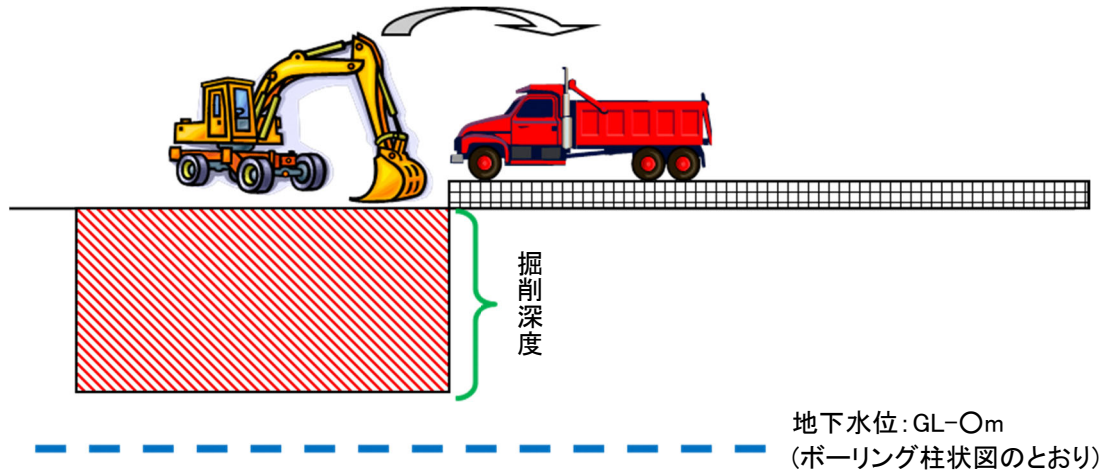
別途、法第 16 条に基づく届出を行う。

2 平面図



3 立面図・断面図

(例1: 地下水面の深さまで土地の形質変更を行わない場合)

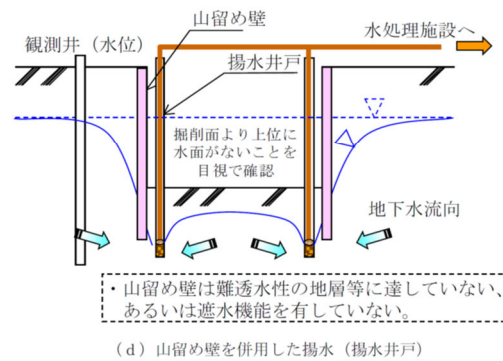
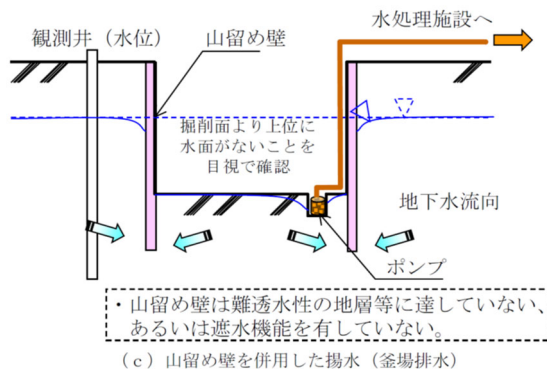
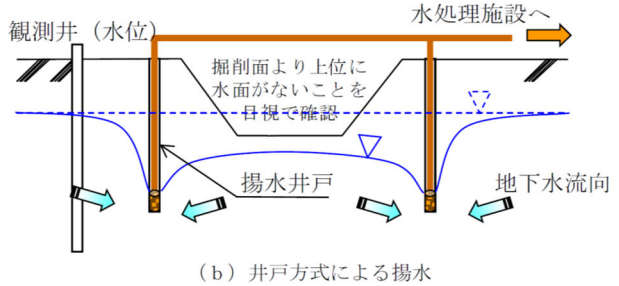
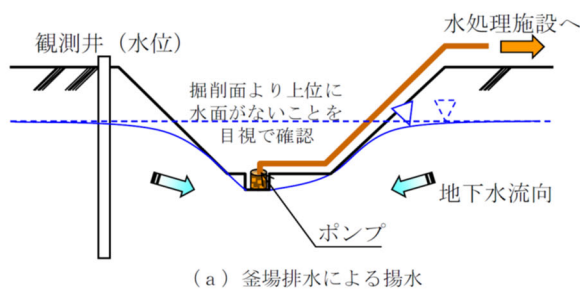


・汚染土壌の掘削深度は0mであり、対象地の地下水面よりも浅いことから、形質変更に伴い汚染土壌が帯水層に接することはない

(例2: 地下水面以深まで土地の形質変更を行う場合※)

※第一種特定有害物質が第2溶出基準を超過する土地や、2つ以上の帯水層を超えて施工する場合を除く
詳細は環境省 H31 告示第5号を参照ください。

<地下水位の管理>



・山留め壁は難透水性の地層等に達していない、あるいは遮水機能を有していない。

・山留め壁は難透水性の地層等に達していない、あるいは遮水機能を有していない。

<地下水の水質の監視>

地下水位の管理に加え、地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる当該土地の形質の変更範囲の周縁に観測井戸を設置し、1回/月以上、形質の変更が終了するまで、地下水の水質に係るモニタリングを行う。

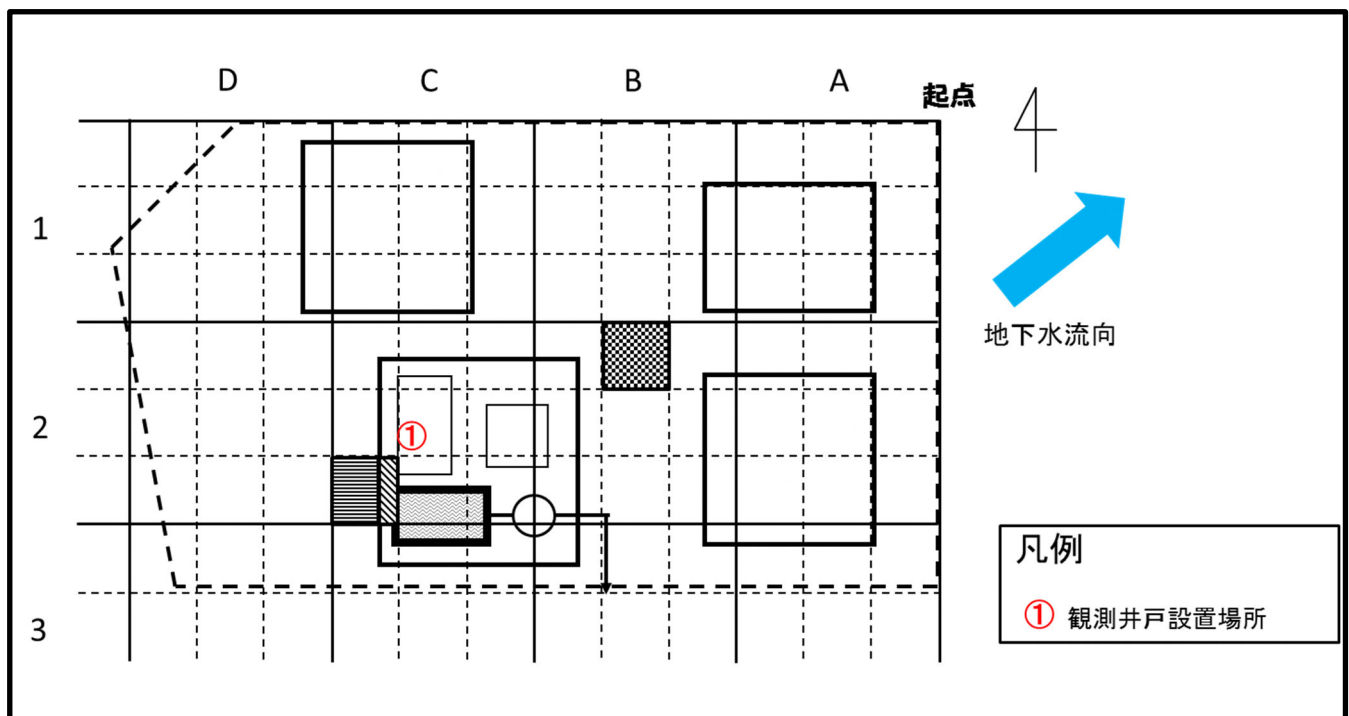
環境省平成30年度改正土壤汚染対策法説明会資料より抜粋

4 飛散、揮散又は流出を防止するための措置等

- ・ 作業エリア周辺に安全鋼板による仮囲いを設置し、周辺への粉じん等の飛散を防止する。
- ・ 飛散等の防止のため、掘削作業中は適宜散水を行う。なお、雨天時や強風時は、現場での積み作業を中止し、浸透防止シートで覆う。
- ・ 敷鉄板を行い、タイヤへの汚染土壌の付着を防止する。自動車等のタイヤ・車体、作業員の長靴等に汚染土壌が付着した場合は、敷地内において洗浄等を行う。

5 観測井戸の設置場所、埋め戻し土壌の品質管理

(1) 地下水流向及び観測井戸設置場所



(2) 埋め戻し土壌の品質管理

「平成 31 年環境省告示第6号」に則り土壌分析を行い、基準不適合土壌でないことが確認された土壌により埋め戻しを行う。

- ・種類: 既利用地 C 種(発生場所ごとに概ね 100m³ あたり1検体)
- ・埋め戻し土量: 130m³(概算)
- ・分析検体数: 2

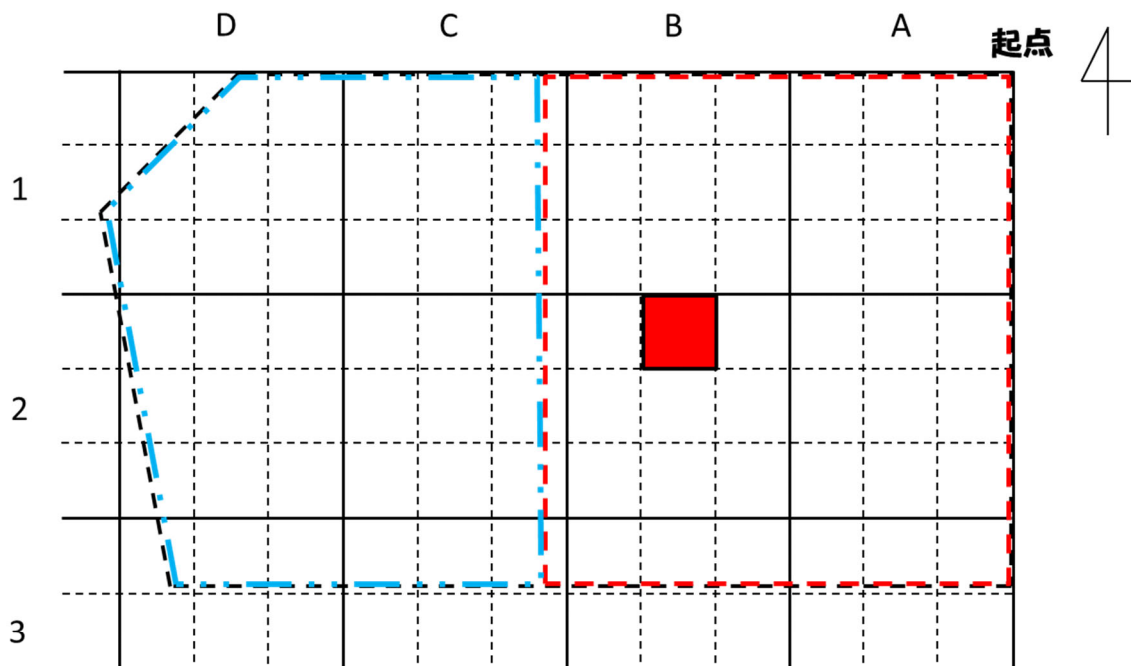
6 周辺への周知

横浜市生活環境の保全等に関する条例第 68 条に基づき、土壌の汚染状態、形質の変更の内容、連絡先等(施主又は施工主)について周知する。

周知の方法及びポイント

2ページ後ろの「土壌汚染対策工事等の周知について」を参照してください

土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面



法施行規則第 53 条の施行基準のうち、土地の形質の変更後に人の健康被害が生ずるおそれがないことの説明を記載してください。

凡例

- 建築物設置範囲
基礎(コンクリート)厚さ: 10cm 以上
- 駐車場など(アスファルト舗装)
- 鉛(含有量)汚染残置

※ 形質変更完了後は、事業所の敷地(商業施設)として土地を利用する。

残置されている鉛(含有量)基準不適合土壌は、建物の基礎により被覆されているため、飛散等のおそれはない。今後、適切な管理を続ける。

土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

・速やかに工事を停止し、原因究明や汚染が拡散した範囲の把握を行い、それらの結果を横浜市に報告する。

※含有量基準超過の区域に係る形質変更の場合も記載が必要となります。

事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

・措置に係る構造物や設備等に損壊がないことや汚染の拡散の有無等を確認し、必要な対応を講ずる。

・連絡体制図の添付

土壌汚染対策工事等の周知について

（横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第 59 条の 35 関係）

○周知方法の例

周知方法	ポイント
掲示板による掲示	・大きな文字で表示 ・見やすい場所に掲示 ・大きめのサイズの掲示板（目安：A3サイズ以上）
印刷物の配布	・町内会を通じて配布 ・各戸へのポスティングによる周知
その他	上記と同等以上の方法

○周知のポイント

（１）形質変更（措置）の実施者

- ・法第 12 条第 1 項の届出者（又は同条第 2 項に基づく届出の予定者）
受注者の名称で届出を行う場合は、施主（発注者）の連絡先も併記してください。
代表者の氏名についても記載してください。

（２）土壌の汚染の状態

- ・土壌汚染物質の種類・最高濃度、指定された区域の場所等

（３）措置又は形質変更の内容

- ・措置（形質変更）等の内容を分かりやすく表示
- ・飛散防止の方法等も記載すると不安の解消となります。

○周知範囲

（１）形質変更（措置）を行おうとする土地を含む敷地の境界に隣接する土地の範囲

（２）当該形質変更（措置）の実施によって、人の健康被害又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがあるとして実施者が自主的に設定する範囲

形質の変更が完了した後の手続き

8 「形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更完了報告書」の提出
完了（又は措置の部分完了）した形質変更の内容について、完了（中間）報告をお願いします

（1）届出者

「形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書」を提出した者

（2）提出の期限

土地の形質の変更の完了後、速やかに提出してください。

9 提出書類

提出書類については、届出書と添付書類とで構成されます。具体的には①形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更完了報告書（第25号様式）、②形質変更時要届出区域の汚染状況及び実施した形質変更範囲を明らかにした図面、③形質変更計画と実施の相違点一覧表※、④施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図等※、⑤汚染土壌管理票の記載内容一覧表※、⑥地下水分析結果・埋め戻し土壌の品質管理等※、⑦工事写真※で構成されます。

※③、④は、事前計画との相違がある場合

⑤は、汚染土壌の搬出を行った場合

⑥・⑦は、「土壌汚染の除去」による形質変更時要届出区域の指定の解除を目的とした形質変更である場合

次頁はチェックシートになっていますので、報告書を作成されるときに利用してください。なお、提出は1部となりますが、控えが必要な場合は2部作成してください。

提出書類チェックシート

書類 番号	書類名称・種類（記載事項の注意点）	チェック
①	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更完了報告書（第 25 号様式） ・様式は、本市ウェブページからダウンロードできます。 【URL： https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/yoshiki/hou.html】	☐
②	別紙 1：形質変更時要届出区域の汚染状況及び実施した形質変更範囲を明らかにした図面 ・計画時点における基準に適合しない特定有害物質の種類、濃度及び汚染深度 ・実施した形質変更の平面範囲及び掘削深度	☐
③	別紙 2：形質変更計画と実施の相違点一覧表（計画時と実施時の内容に相違がある場合） ・相違点を一覧表にまとめてください	(☐)
④	別紙 3：施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図等（計画時と実施時の内容に相違がある場合） ・施行計画（施行フロー） - 実施した形質変更の具体的な施行方法、汚染土壌の搬出の有無及び搬出先 ・基準不適合の飛散、揮散又は流出を防止するための措置の内容 ・基準不適合土壌が帯水層に接しない施行方法であることの説明	(☐)
⑤	（汚染土壌を搬出した場合） 別紙 4：汚染土壌管理票の記載内容一覧表 ・管理票記載の日付、整理番号、車両番号、搬出数量、搬出先等 <u>管理票原本の添付は必要ありませんが、一覧表と照合をするため、報告書提出時にお持ちください</u>	(☐)
⑥	別紙 5：地下水分析結果・埋め戻し土壌の品質管理等 ・観測井戸の配置図及び地下水分析結果 ・埋戻し土壌の搬出元、搬入量、分析検体数、土壌分析結果等 ・濃度計量証明書の写し	(☐)
⑦	別紙 6：工事写真 ・掘削前の位置出し写真、運搬車両への汚染土壌の積込み状況写真 ・掘削後の出来型確認写真 ・埋め戻し後全景写真	(☐)

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更 完了 報告書
中間

年 月 日

横浜市長

報告者 横浜市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

氏名又は名称及び住所並びに

法人にあつてはその代表者の氏名

年 〇月 〇日に届出をしました形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更に
ついて、次のとおり、報告します。

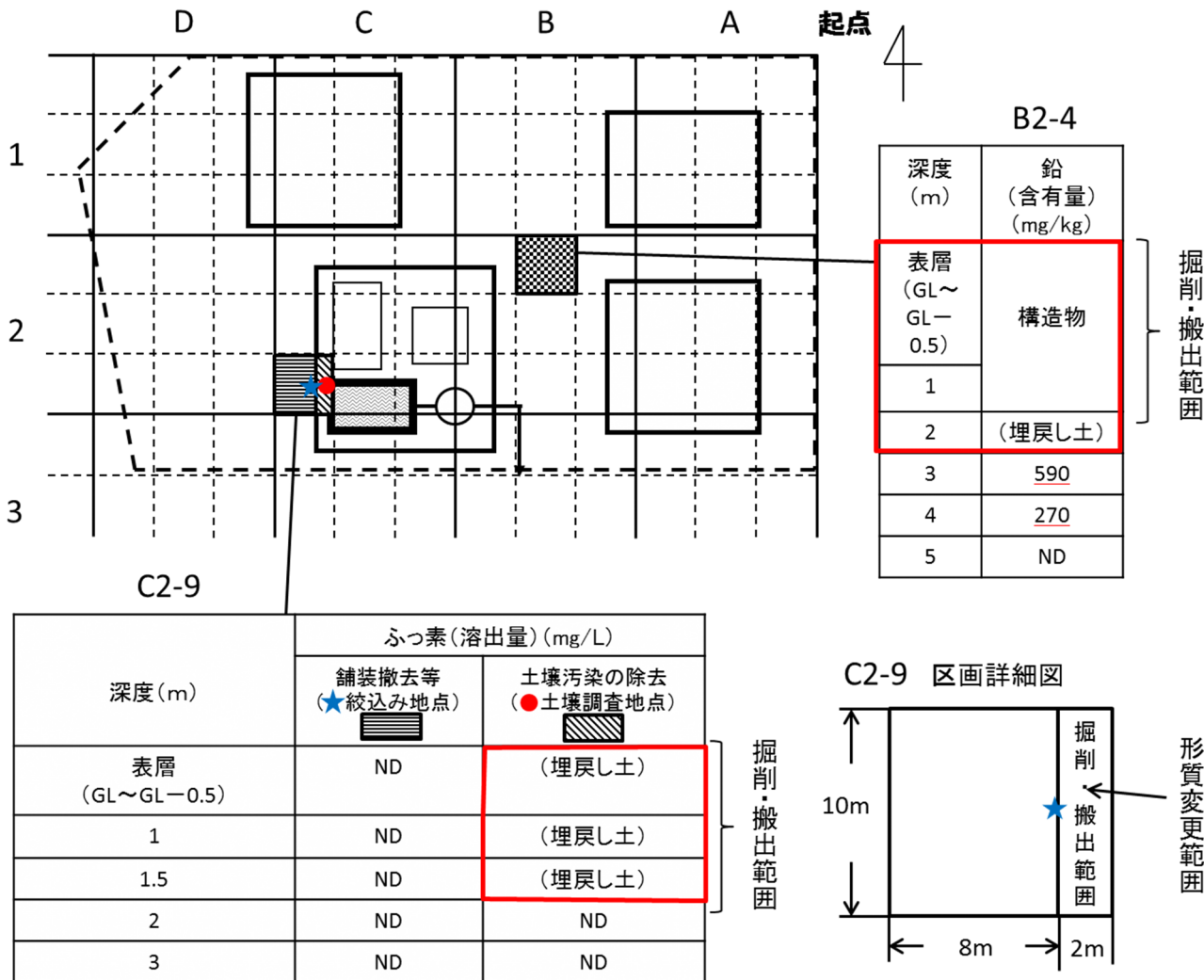
形質変更時要届出区域の所在地	横浜市〇〇区〇〇町〇番、△番の各一部 (地番) 横浜市〇〇区〇〇町〇番〇号 (住居表示) (指定番号: 指-〇〇)
報告の内容	☒ 完了報告 ☐ 中間報告
土地の形質の変更の内容	土壌の掘削、基礎設置、アスファルト舗装 年〇月〇日付け届出書のとおり実施した (別紙1、別紙2のとおり)
開始及び終了の時期	年 〇月 〇日 から 年 〇月 〇日
土壌汚染の除去の場合は、地下水汚染の有無及び措置の効果を確認した年月日	措置前の地下水汚染の有無及び確認日 ☐ あり ☒ なし (年 〇月 〇日) 措置後の地下水汚染の確認日 (別紙4のとおり) 年 〇月 〇日 年 〇月 〇日
汚染土壌を搬出した場合は、土壌汚染の運搬及び処理の状況	(運搬者名、処理業者名、処理方法等) 別紙3のとおり

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 完了報告の場合の土地の形質の変更の内容については、次の書類を添付してください。

(1) 形質の変更を行った土地の平面図、断面図 (2) 土壌汚染対策法施行規則第53条で定める土地の形質の変更の施行方法に関する基準を満たすことを説明する資料 (3) 工程表 (4) 汚染土壌を搬出した場合にあっては、処理を行った汚染土壌処理業の名称、処理の方法及び管理票記載内容一覧表

形質変更時要届出区域の汚染状況及び実施した形質変更範囲を明らかにした図面



年■月■日提出の「形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書」のとおり実施した

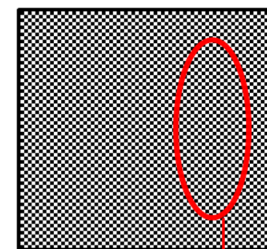
形質変更計画と実施の相違点一覧表

	計画内容	実施内容	変更の有無	変更理由
形質変更範囲	形質変更面積: 120m ² (形質変更届出書のとおり)	形質変更面積: 120m ² (計画のとおり)	なし	
掘削・搬出土壌	230m ³ (形質変更届出書のとおり)	<u>200m³</u> ※	あり	B2-4区画に埋設物が存在していたため
汚染土壌を運搬する者	□□埠頭株式会社 外4者 平成○年○月○日届出「汚染土壌の区域外搬出届出書」のとおり	計画のとおり	なし	
汚染土壌処理施設	株式会社◆◆ (平成○年○月○日届出「汚染土壌の区域外搬出届出書」のとおり)	計画のとおり	なし	
埋め戻し土壌の品質管理	既利用地C種: 130m ³ 分析検体数: 2 (形質変更届出書のとおり)	計画のとおり	なし	
形質変更期間	年 ●月●日～年 ▼月 ▼日 (形質変更届出書のとおり)	計画のとおり	なし	

※区域外搬出した汚染土壌の土量集計表

		計画時点	実施
B2-4 鉛(含有)	掘削面積(m ²): ①	100	100
	掘削深度(m): ②	2	2
	埋設物の体積(m ³): ③	0	30
	汚染土量(m ³) ①×②-③	小計	小計
		<u>200</u>	<u>170</u>
C2-9 ふっ素 (第二溶出)	掘削面積(m ²): ①	20	20
	掘削深度(m): ②	1.5	1.5
	埋設物の体積(m ³): ③	0	0
	汚染土量(m ³) ①×②-③	小計	小計
		30	30
搬出土量 計		230	200

B2-4 区画詳細図



埋設物確認
(30m³程度)

汚染土壌管理票の記載内容一覧表

別紙3

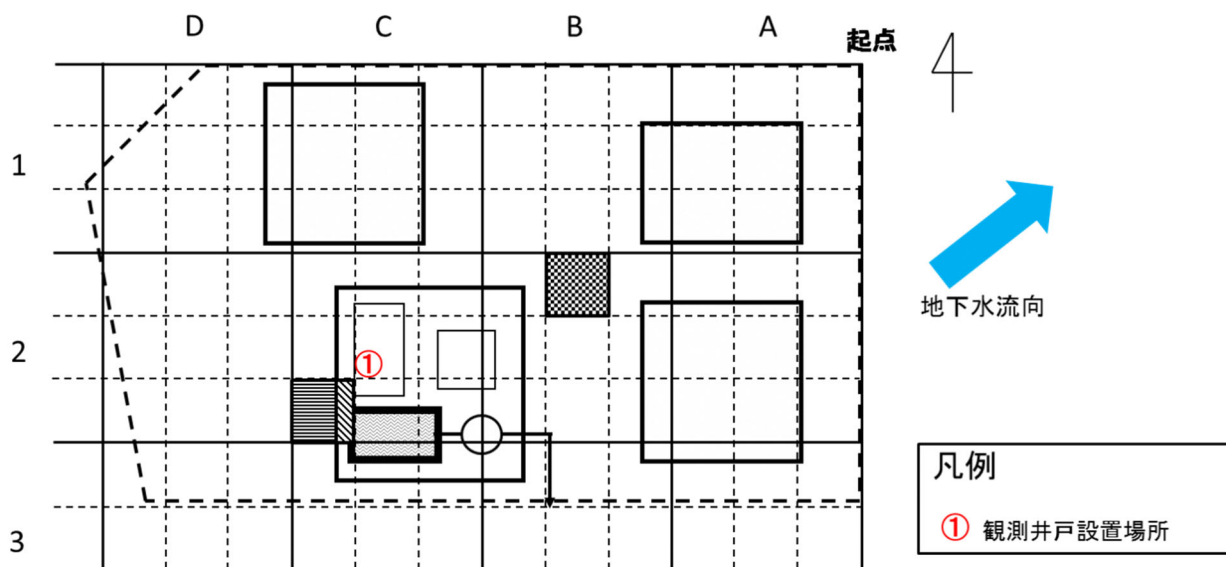
	土壌管理票 整理番号	管理票 交付年月 日	運搬車両 の 使用者	運搬 土量 (m3)	汚染土壌 の重量 (t)	汚染土壌処理施設		
						引き渡し	処理完了日	
1	...	HO/O/O	□□埠頭 株式会社	10	17	株式会社 ◆◆	HO/O/O	HO/O/O
2	...	HO/O/O	□□埠頭 株式会社	10	17	株式会社 ◆◆	HO/O/O	HO/O/O
3	...	HO/O/O	有限会社 ○○	10	17	株式会社 ◆◆	HO/O/O	HO/O/O
...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...
搬出土量 計				200	340			

・管理票（写し）の添付は不要ですが、報告時に一覧表と管理票の記載内容の照合を行うため、管理票（原本または写し）は報告書提出時にお持ちください。

措置の効果確認

別紙4

(1) 観測井戸の配置図及び分析結果



試料名	分析項目	措置前の地下水濃度 (mg/L)	措置後の地下水濃度 (mg/L)	地下水基準 (mg/L)
①	ふっ素	0.5	ND	0.8

(2) 埋め戻し土壌の品質管理

年■月■日提出の「形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書」のとおり、「平成31 年環境省告示第6号」に則り土壌分析を行い、基準不適合土壌でないことが確認された土壌により埋め戻しを行った。

- ・種類:既利用地 C 種(発生場所ごとに概ね 100m³ あたり1検体)
- ・埋め戻し土量:130m³(実施)
- ・分析検体数:2

産地（採取土壌）証明書等がある場合、濃度計量証明書と併せて添付してください。

工事写真

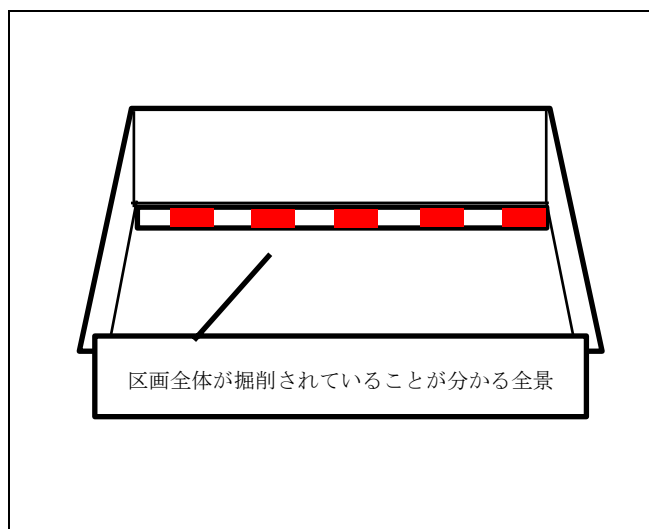
区域の指定の解除を目的とする場合、深度を掘り分けて施行管理する場合は出来高の管理が必要です。

要措置区域等の指定の解除を目的とする場合は詳細調査により汚染が確認された深度まで、土壌が確実に除去されたことが確認できないと指定を解除することができません。

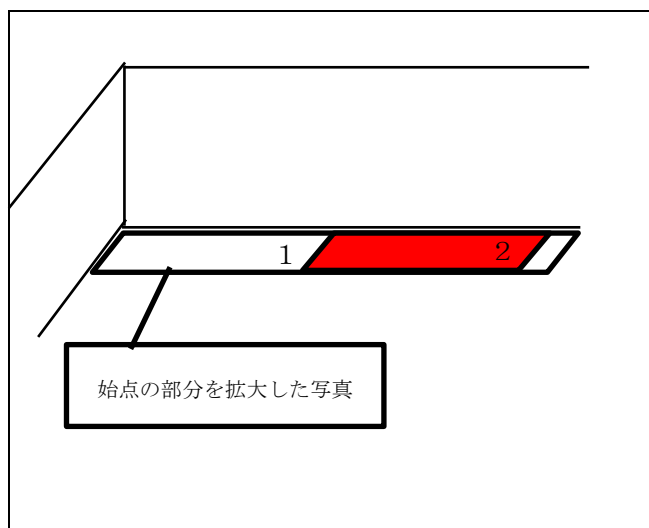
土壌が確実に除去されたこと、適切に施工管理されていることの確認は出来高写真により行います。

例を次ページ以降に記載します。

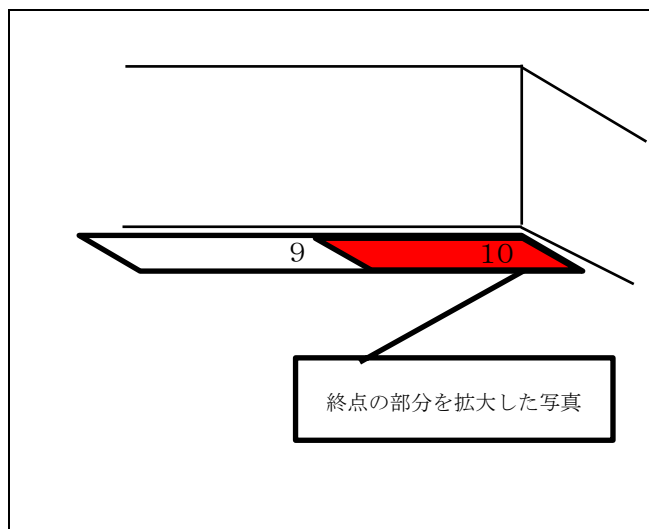
【水平方向】



	土壌汚染対策工事
	全景写真
区画	A1-3



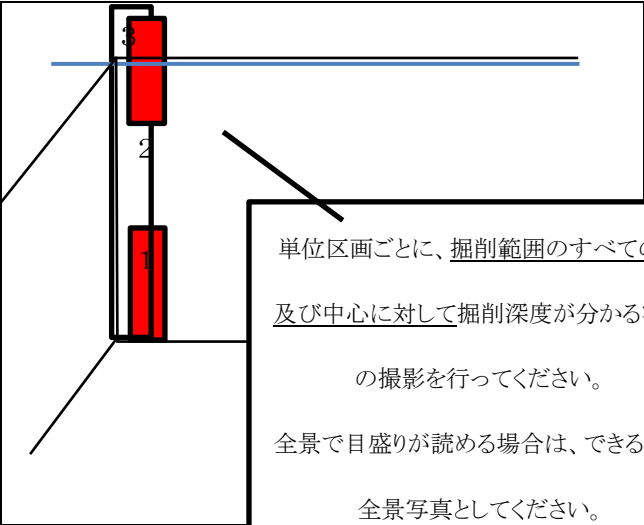
	土壌汚染対策工事
	始点
区画	A1-3



	土壌汚染対策工事
	終点
区画	A1-3

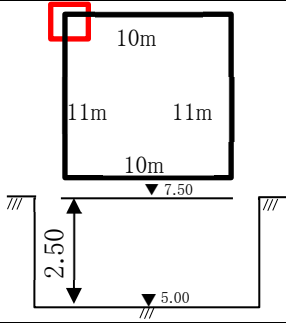
掘削範囲のすべての辺に対して全景写真、始点、終点の写真を添付してください。

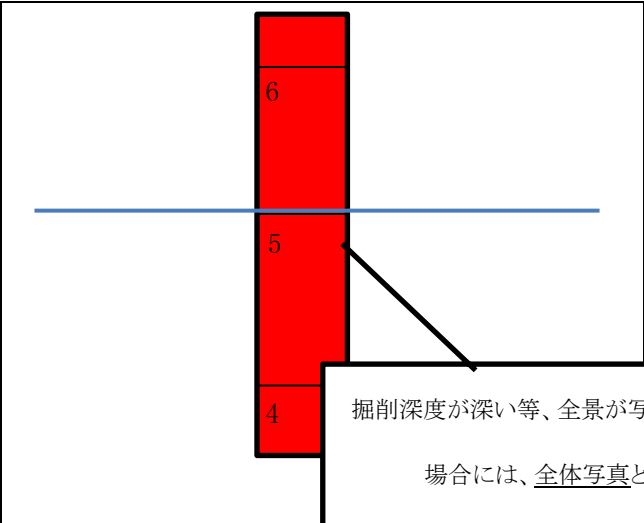
【深度方向】



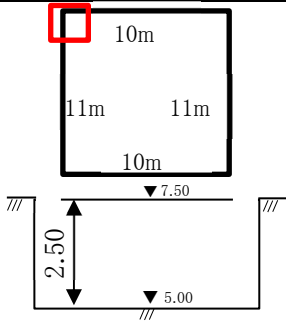
単位区画ごとに、掘削範囲のすべての角及び中心に対して掘削深度が分かる写真の撮影を行ってください。

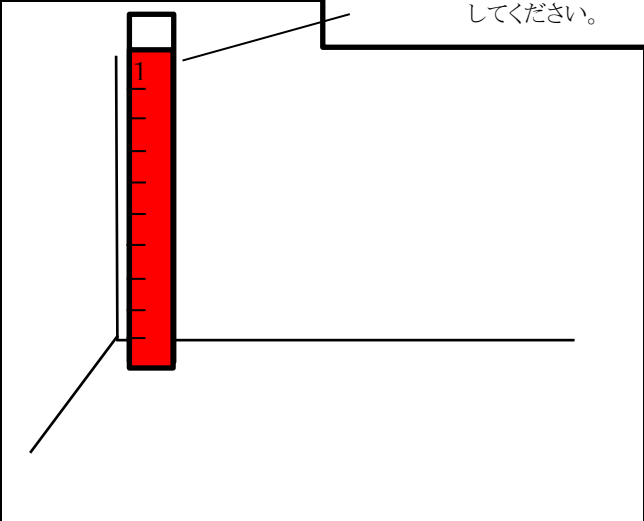
全景で目盛りが読める場合は、できるだけ全景写真としてください。

	土壌汚染対策工事
	全景写真
区画	A1-3
	

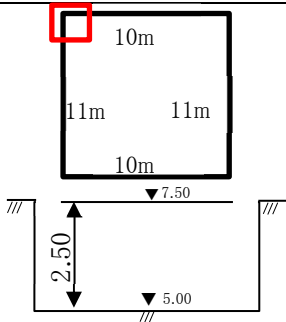


掘削深度が深い等、全景が写せない場合には、全体写真と目盛りや水糸等と掘削深度の関係が分かるような写真を組み合わせ添付してください。

	土壌汚染対策工事
	終点
区画	A1-3
	



掘削深度が深い等、全景が写せない場合には、全体写真と目盛りや水糸等と掘削深度の関係が分かるような写真を組み合わせ添付してください。

	土壌汚染対策工事
	始点
区画	A1-3
	

問い合わせ先

横浜市 みどり環境局 環境保全部 水・土壌環境課 土壌対策担当

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10(横浜市庁舎 27F)

TEL:045-671-2494 FAX:045-671-2809

E-mail: mk-dojo@city.yokohama.lg.jp

※相談や届出の際に窓口でお待たせしないために電話での事前予約に御協力をお願いします。